

# 相続預金の仮払いの こんなときどうする!?

ここでは、相続預金の仮払いに関するケースを挙げ、対応法や手続きを解説します。

①～⑦ 佐々木城彦 信金中央金庫  
地域・中小企業研究所 主席研究員  
⑧～⑬ 木内清章 産業能率大学講師

得られたものとみなされます。  
②を裏返せば、被相続人が遺言によって受遺者に遺贈した遺産は、共同相続人が相続した遺産には属さないため、仮払いの対象にはなりません。同様に、被相続人によって「相続させる」旨の遺言（特定財産承継遺言）がなされた遺産についても、仮払いの対象にはなりません。

一方で、改正相続法では「財産の取得方法にかかわらず、法定相続分を超過する分にはすべて対抗

## 改

正相続法により、①共同相続人が相続した遺産に属する預金債権について、②共同相続人全員の同意に基づく遺産分割の実施以前でも、一定の条件内で戻しに応じる仮払い制度が創設されました。この制度によって払い戻された預金は、遺産分割時に移転される相続分から、先んじて取得

ケース1  
遺言の有無や  
遺産分割の成否は  
どう確認すればいいの？



要件が必要」とも定められました。このため、受遺者や相続人が第三者に効力を主張するためには登記や通知が必要になります。

### 分割内容に沿って払い戻す

また、②を裏返せば、共同相続人全員の同意に基づく遺産分割がなされていれば、一時的な仮払い

ではなく分割内容に沿った払いが可能にもなります。

したがって、相続人から仮払いを求められた際には、遺言の有無と遺産分割の成否を確認します。

先行して、他の金融機関と同様のやり取りを行った可能性を念頭に置き、「すでにご存じとは思いますが」等の言葉を沿えて、簡潔明瞭に照会すると良いでしょう。

そのうえで、万一の係争等に備えて対応内容を記録します。金融機関によって記録方法が異なるため、内部ルールを参照願います。

### ▼例えばこんな対応！

